

令和7年度 TECH BEAT Shizuoka 運営等業務委託 公募型企画提案募集要項

1 趣旨

本要項は、TECH BEAT Shizuoka 運営等業務委託について、公募型企画提案を募集するに当たり、必要な事項を定めるものである。

2 公告日

令和7年2月19日（水）

3 業務委託者

(1) 業務委託者	TECH BEAT Shizuoka 実行委員会 委員長 中西勝則
(2) 執行部署	TECH BEAT Shizuoka 実行委員会 事務局 (静岡県経済産業部 産業革新局 産業イノベーション推進課) 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話 054-221-2609 F A X 054-221-2698 メール sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

(1) 名称	令和7年度 TECH BEAT Shizuoka 運営等業務委託
(2) 目的	革新的なテクノロジーやサービスを有する首都圏などのスタートアップと、静岡県内企業等とのビジネスマッチングの場や、あらゆる世代が先端技術等を体験する機会を提供し、協業の促進による本県産業の生産性向上、新規事業の創出等を通じて、静岡県内企業等のオープンイノベーションを加速させるとともに、未来世代に対してアントレプレナーシップの機運醸成を図ることを目的に、TECH BEAT Shizuoka を実施する。
(3) 業務内容	別添「令和7年度 TECH BEAT Shizuoka 運営等業務委託仕様書」のとおり
(4) 委託期間	令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで
(5) 契約限度額	90,000,000円（税込み） ※ただし、令和7年度当初契約においては、70,000,000円（税込み）の範囲内で基本契約を締結する。協賛金・出展料収入が確定した場合において、基本契約を変更し、総額金額を引き上げることを予定している。 なお、90,000,000円を上限とする事業規模を基本契約締結時点において、確約するものではないことに留意すること。協賛金・出展料の収集状況によっては、90,000,000円を下回る場合がある。 また、90,000,000円を上回る収入が見込める場合は限度額を引き上げ、本仕様の充実を図るものとする。

5 応募資格

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ・過去に類似のイベントを企画又は運営した実績があること。
- ・委託契約の締結に当たり、TECH BEAT Shizuoka 実行委員会から提示する委託契約書に合意できること。
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ・国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- ・直近 1 年間に於いて、都道府県税を滞納している者でないこと。
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ・次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他契約を締結している者

6 企画提案参加方法

- (1) スケジュール（参加者の状況により変更する場合がある。）

企画提案参加受付	令和 7 年 2 月 19 日（水）
質問の受付締切	令和 7 年 2 月 26 日（水）
質問回答	令和 7 年 2 月 27 日（木）
企画提案応募申込書の提出期限	令和 7 年 3 月 3 日（月）
企画提案書の提出期限	令和 7 年 3 月 7 日（金）
企画提案（プレゼンテーション）	令和 7 年 3 月 12 日（水）
選考結果の伝達	令和 7 年 3 月 17 日（月）

- (2) 質問受付及び回答

本業務に関する質問については、原則として「質問書」（様式 8）を提出するものとする。

提出先等	提出期限	令和7年2月26日（水）午後2時
	提出先	下記「10 提出先、問合せ先」のとおり
	提出方法	電子メール
回答	<p>質問に対する回答は、原則として2月27日（木）までに質問者に対して行うほか、TECH BEAT Shizuoka 実行委員会のウェブサイト (https://techbeat.jp/) 上に掲載する。</p> <p>ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。</p>	

(3) 企画提案応募申込書の提出

企画提案参加希望者は、所定の様式により参加の意思を表明するものとする。

提出期限	令和7年3月3日（月）午後4時まで（必着）
提出方法	原則、電子メールとする（PDFファイルとすること） ※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする
提出先	下記「10 提出先、問合せ先」のとおり
提出書類	企画提案応募申込書（様式1）1部
その他	企画提案応募申込書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式「辞退書」（様式2）を提出すること

(4) 企画提案書の提出

企画提案に参加する者は、以下の書類を期限までに提出すること。

提出期限	令和7年3月7日（金）午後4時まで（必着）	
提出方法	原則、電子メールとする（PDFファイルとすること） ※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする	
提出先	下記「10 提出先、問合せ先」のとおり	
提出書類	<p>①企画提案書（表紙）（様式3）</p> <p>②提案内容の概要（様式4）</p> <p>③企画提案書（任意様式）</p> <p>④過去の業務実績（様式5）</p> <p>⑤会社概要（パンフレット等）</p> <p>⑥直近1年間の納税証明書（本社等所在地の法人都道府県税）</p> <p>⑦見積書（様式6）</p> <p>⑧見積書内訳書（費目別及び項目別で作成すること。様式任意。）</p> <p>⑨企画提案応募に係る誓約書（様式7）</p>	
提出部数	提出方法	注意点
	電子メール	①～⑨：1点のみの提出で可。 それぞれ別々のPDFファイルとして提出すること

	持参	①～⑤：各7部（正本1部、写し6部） ⑥～⑨：各1部
様式等の入手方法	TECH BEAT Shizuoka 実行委員会ウェブサイトからダウンロード (https://techbeat.jp/)	
留意事項	<p>企画提案に係る一切の経費は、応募者の負担とする。</p> <p>企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。</p> <p>提出された応募書類は返却しない（辞退の場合も同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案書は、一提案までとする。（複数の企画提案は認めない。） 	

(5) 企画提案する内容

以下の内容を記載した企画提案書（任意様式）を提出すること。

なお、別添「令和7年度 TECH BEAT Shizuoka 運営等業務委託仕様書」についても参考とすること。

提案にあたっては、当初契約上限額で対応する事項と当初契約上限額と契約限度額との差額及び契約上限額を超える収入を原資として対応する事項を明確にすること。

また、仕様書別紙1、2に該当する業務については、契約限度額内で業務計画を立案すること。

項目	内容	提案の主なポイント
全体管理	業務計画書	業務を担当する人数や業務分担 選任した業務責任者の氏名 ・協力事業者の有無及びその役割分担
	コミュニティの運営	・運営体制や運営方針
TECH BEAT Shizuoka 2025（仮称） （以下、「TECH BEAT Shizuoka 2025」という。）の企画・運営	実施計画	・準備スケジュール
	広報計画	来場者獲得施策 SNSの活用計画 ・誘致するメディア
	コンテンツ企画	・基調講演等のテーマ及び登壇者 ・先端技術に触れる体験・展示コンテンツ ・学生向けの企画
	運営事務局	・運営事務局の体制 ・出展料及び協賛金の収納体制
	商談	・マッチングの仕組み（ツール）や工夫 ・TECH BEAT Shizuoka アプリの機能との連携
	会場	・会場使用計画や使用ブース
	クリエイティブ制作	・タグラインやキービジュアル
	イベント運営	過去に開催した TECH BEAT Shizuoka イベントを参考にする事。 <参考 URL> https://techbeat.jp/ ・アンケート調査の回収率向上施策
イベント開催後	アフターフォロー ・報告書作成	
TECH BEAT Shizuoka 年間プログラム（以下、「年間プログラム」という。）の企画	実施計画	・開催時期
	コンテンツ企画	・イベントの内容、開催目的やターゲット
	広報計画	来場者獲得施策 ・SNSの活用計画 ・メディアパートナーの獲得
	会場	・実施予定会場（オンライン配信の有無）
	クリエイティブ制作	・チラシのデザインイメージ
	イベント運営	過去に開催した TECH BEAT Shizuoka イベントを

		参考にすること。 <参考 URL> https://techbeat.jp/
	イベント開催後	・報告書作成

7 選定方法

(1) 選定委員会による選定

提出された企画提案書は、「令和7年度 TECH BEAT Shizuoka 運営等業務委託企画提案選定委員会」において7（3）に基づいて審査し、委託事業者を選定する。審査は、提出された企画提案書及び説明（プレゼンテーション）により行う。

(2) 企画提案書の説明（プレゼンテーション）

企画提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）による審査を行う。詳細については、別途連絡する。

日 時	令和7年3月12日（水）時間未定（決定次第通知）
場 所	オンライン（実施方法の詳細については、後日連絡）
その他	各提案者40分程度を予定（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分を予定しているが、変更となる場合がある） 原則、業務責任者を含む計3名以内の出席とする。 ・その際、追加資料の提出は認めない。

(3) 評価基準

評価項目		評価基準
実施方針		<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を十分に理解し、長期的視点のもと、具体的で一貫性をもった提案内容となっているか。 ・当初契約上限額（7,000万円）で対応する事項と当初契約上限額と契約限度額との差額（2,000万円）及び契約上限額を超える収入を原資として対応する事項が明確になっているか。
全体管理		<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の体制は適当か。
企画内容	TECH BEAT Shizuoka 2025	<ul style="list-style-type: none"> ・TECH BEAT Shizuoka 2025の目的を達成する内容となっているか。
	年間プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・年間プログラムの目的を達成する内容となっているか。
K P I		<ul style="list-style-type: none"> ・K P Iを達成しうる計画となっているか。
見積金額		<ul style="list-style-type: none"> ・費目ごとの内容や積算は適切であるか。
類似業務等の実績		<ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績から、受託者として適当であるか。

(4) 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・委託限度額を超えた場合
- ・応募期間を過ぎて提案書が提出された場合
- ・選定委員会に欠席又は遅れた場合
- ・不正行為（提出書類への虚偽記載等）が認められた場合
- ・評価の公平性を害する行為があった場合

8 契約候補者の選定及び選定結果の発表

審査の結果、契約の限度額の範囲内で、最も優秀な企画提案書を提出した応募者を委託予定事業者として選定する。

選定結果は次のとおり発表する。

日 時	令和7年3月17日（月）
方 法	すべての応募者にメールにより通知する

9 契約についての留意点

契約候補者選定後、契約を締結するが、選定された企画提案の内容は、契約限度額の範囲内で協議の上、修正をする場合があるものとする。

委託業務費は原則、精算払いとし、TECH BEAT Shizuoka 実行委員会が必要と認めるときは、提案者の請求に応じて分割して前金払をするものとする。

本企画案による契約は、令和7年度 TECH BEAT Shizuoka 事業計画及び収支予算の成立を条件とする。

10 提出先・問合せ先

提出先 問合せ先	TECH BEAT Shizuoka 実行委員会事務局 担当：鳥居 （静岡県経済産業部 産業革新局 産業イノベーション推進課）
住 所	〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号（静岡県庁東館9階）
電 話	054-221-2609
F A X	054-221-2698
メ ー ル	sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp

(様式1)

企画提案応募申込書

令和 年 月 日

TECH BEAT Shizuoka実行委員会
委員長 中西 勝則 様

所在地

名称

代表者

下記業務の企画提案に参加します。

記

- 1 業務名 令和7年度 TECH BEAT Shizuoka 運営等業務委託
- 2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

(様式2)

辞 退 書

令和 年 月 日

TECH BEAT Shizuoka実行委員会
委員長 中西 勝則 様

所在地

名 称

代表者

下記業務の企画提案について参加を表明しましたが、辞退いたします。

記

1 業務名 令和7年度 TECH BEAT Shizuoka 運営等業務委託

2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

(様式3)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

TECH BEAT Shizuoka実行委員会
委員長 中西 勝則 様

所在地

名 称

代表者

下記業務の企画提案書を提出します。

記

1 業務名 令和7年度 TECH BEAT Shizuoka 運営等業務委託

2 発行責任者等

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	電話番号	
	Email	

職名及び所属は記載該当がある場合

(様式4)

提案内容の概要

- 1 事業全体の実施体制（人員配置を含む）。
 - ※ 業務責任者の氏名・所属・経験年数は、必ず記載してください
 - ※ 図を用いる等により、作成してください。

2 企画提案内容等

項 目		提案内容の概要（ポイントのみ記載）
①実施方針		
②全体管理		
③ 企 画 内 容	TECH BEAT Shizuoka 2025	
	年間プログラム	

(様式5)

過去の業務実績

※過去に実施した又は現在実施している業務について、事業実績を記載

実施年度	事業の名称	事業の内容

※パンフレット等事業がわかる資料の添付可

(様式6)

令和7年度 TECH BEAT Shizuoka 運営等業務委託

見 積 書

令和 年 月 日

TECH BEAT Shizuoka 実行委員会 様

所在地

名 称

代表者

税抜き見積金額	円
消費税及び地方消費税相当額	円
合 計 金 額	円

<代表者印がある場合は不要>

発行責任者	職名・氏名	
担当者	所属・氏名	
	連絡先	

職名及び所属は記載該当がある場合

(参考様式①)

見積書内訳書（費目別）

費目		金額（円）	左の積算
直接経費	事業費	賃借料	
		会場費	
		広告費	
		役務費	
		消耗品費	
		通信費	
		印刷費	
		諸経費	
	人件費等	人件費	
		謝金等	
旅費			
間接経費	一般管理費		
再委託費			
消費税及び地方消費税			
計			

※独自様式（MS-Excel 等）に記載しても結構です。

(参考様式②)

見積書内訳書 (項目別)

業務内容		金額 (単位: 円)
1	全体管理	
	(1) 管理費	
	(2) プロデューサー謝金	
	(3) コミュニケーションツール	
2	TECH BEAT Shizuoka 2025	
	(1) 実施計画	
	(2) 広報計画	
	(3) コンテンツ企画	
	(4) 運営事務局	
	(5) 商談	
	(6) 会場	
	(7) クリエイティブ制作	
	(8) イベント運営	
	(9) イベント開催後	
3	年間プログラム	
	(1) 実施計画	
	(2) コンテンツ企画	
	(3) 広報計画	
	(4) 会場	
	(5) クリエイティブ制作	
	(6) イベント運営	
	(7) イベント開催後	
小計 (1～3の合計)		
消費税及び地方消費税		
合計		

(様式7)

企画提案応募に係る誓約書

令和 年 月 日

TECH BEAT Shizuoka 実行委員会

委員長 中西 勝則 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

下記の全ての事項を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 4 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 5 提出書類の内容については、事実と相違ないこと。

(様式8)

令和7年度 TECH BEAT Shizuoka 運営等業務委託

質 問 書

質 問 者	会社名	
	連 絡 先	担当者名 TEL E-Mail FAX
質問内容		